

平成 30 年 5 月 21 日  
日 本 銀 行

## 日＝シンガポール間の 二国間通貨スワップ取極の改正

日本国財務大臣の代理人たる日本銀行とシンガポール通貨監督庁は、締結中の第 3 次二国間通貨スワップ取極（BSA）をその内容を深化させた上で、延長し、本日改正第 3 次取極が発効した。本取極により、日本及びシンガポール当局は、必要な時に相互に米ドルと自国通貨を交換することができる。

さらに、今回の改正によって、シンガポール当局は、米ドルに加えて新たに日本円を、流動性需要を満たすべく、自国通貨と交換することが可能となった。本取極の交換上限額は、シンガポールが 30 億米ドル相当、日本が 10 億米ドルである。

両当局は、継続的な金融協力の強化が金融市場の安定の確保に貢献し、中期的に日本円等を含むアジア通貨の使用を促し、さらには拡大する両国間の経済・貿易関係を一層発展させることに期待する。

以 上